

警察官を騙る交通反則切符を巡る詐欺の発生について

4月1日から、自転車の交通違反に「交通反則通告制度（青切符）」が導入されています。

他県においては、警察官を騙る者が、自転車に乗車中の方に対して交通違反である旨を話したり、ニセの青切符を渡すなどして、その場で現金をだまし取る詐欺被害が発生していますのでご注意ください。

○警察官がその場で反則金の支払いを求めることは絶対にありません。

※青切符の反則金は金融機関で納めることになっています。

○直接反則金の支払いを求められた場合は、すぐに110番通報してください。